

ばんけい

教育ほつとにゅーす

かわら版

こ みち
教育の小径

No.125

2019 March

3月号

(一財)総合初等教育研究所参与
前 国士舘大学教授

北 俊夫先生



今月のことば

うご しょう
烏合の衆

烏がてんでに集まったり
散ったりするように、
規律も統制も統一も
なく、ただ寄り集まった
群衆のことをいいます。

教員の勤務は改善されたか

- 教員の働き方改革は、単なるかけ声や一過性の取り組みではなく、仕事の内容や方法を不断に見なおすことによって実現していきます。
- 働き方改革は教師の意識改革でもあります。教職に対する伝統的な価値観を変え、教師としての新しい生き方が問われています。

今月の
記念日砂糖の日
(3月10日)

砂糖には脳を活性化させるブドウ糖
を供給する役割があります。砂糖の優
れた栄養価を見なおす日です。

「さ(3)とう(10)」の語呂合わせです。

教員の働き方改革の経緯

教員の勤務時間が異常に長いなど、教員の働き方改革が話題になって、1年数ヶ月がたちました。教員の勤務の状況は改善されたでしょうか。

中央教育審議会で教員の働き方について審議が始まったのは、平成29年6月です。文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の諮問を受けたものです。審議の結果は同年12月22日に「中間まとめ」として公表されました。これを受けて、文部科学省は12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表しました。

「中間まとめ」では、代表的な業務の分担について、具体的な例をあげて次のように示しました。

まず、教育委員会や保護者、地域ボランティアなど学校以外の人材が担う業務として、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡・調整などをあげています。

また、学校の業務ではありますが、必ずしも教師が担う必要のない業務と

して、調査・統計への回答、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃などをあげています。部活動は学校の判断により実施しない場合もあるとしています。これらは事務職員や地域ボランティア、部活動指導員など外部の人材が担うことができるとしました。

さらに、給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営などは、学校や教師の業務ですが、教師の負担を軽減することが可能な業務であるとして、一部を外部の人材がサポートすることができると示しました。

これらの業務はいまどのように実施されているのでしょうか、各学校で点検してみてもはどうでしょうか。

勤務体制改善のポイント

文部科学省は、中教審での議論を経て、このほど時間外勤務（いわゆる残業）の上限を月45時間、年間360時間とする指針を示しました。

従来の勤務体制を改善するには、これまでの慣行による組織運営体制を抜本的に見なおすとともに、教員の勤務や勤務時間に対する意識を変えることがポイントです。具体的には次のような取り組みが考えられます。

まずは、教育委員会の方針を踏まえ

て学校としての方針を確定し、地域の関係機関の人たちに積極的に働きかけていく必要があります。その際、管理職を窓口にして、学校と地域が一体になって取り組むことが大切です。保護者や地域住民の理解と協力を得られるように、保護者などへの普及・啓発と意識改革を求めることも必要です。

いまひとつのポイントは制度改革とともに、教員一人一人の意識を変えることです。「緊急対策」でも「勤務時間に関する意識改革」を指摘しています。これまで曖昧にされてきた勤務時間の管理を徹底する必要があります。

例えばICTの活用やタイムカードによって勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築します。このことは一般の公務員や会社員などに実施されていることを教員においても導入するという事です。留守番電話の設置や一定期間の学校閉庁日を行っている学校や地域もあります。

このような取り組みは、教職に対する考え方や教師のあり方とも深く関わっており、教師としての伝統的な生き方を大きく変えるものです。教員に対する人事評価の指標を見なおす必要も出てきます。これからは業務内容を削減するとともに、時間という資源を有効に活用し、職務を効率的に実施するマネジメント力が問われます。

